

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第33回）					
日 時	平成26年8月25日（月）18時00分～19時40分				
場 所	弘前市役所6階第1会議室	傍聴者	3人		
出席者 (13人)	委員 (7人)	佐藤三三委員長、工藤委員、福士委員、阿部委員、島委員、村上委員 三橋委員			
	執行機関 (6人)	大澤課長、三上課長補佐、櫻庭係長、阿保主事、斎藤主事、成田主事			
	その他	—			
会議概要					
1 開会					
2 議事					
(1) 自治基本条例素案の審議結果について					
【結論（審議方法）】					
<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例素案に答申案を反映したものについて、条文を1条ずつ朗読し、条文を解説するとともに、答申する条例素案の修正案等について事務局が説明。 ・1条ずつの説明の都度、条例素案の修正案とその理由、それ以外に修正すべき部分がないかの最終確認をする。 					
【題名】					
<解説>					
<ul style="list-style-type: none"> ・この条例をみんなに見てもらい、理解できるようにするために、柔らかい印象を与えることが大切なので、「自治基本条例」ではなく、「協働によるまちづくり基本条例」という題名にした。 					
<結論>					
<ul style="list-style-type: none"> ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。 					
【目次】					
<解説>					
<ul style="list-style-type: none"> ・市の例規整備のルールとして、条文が30条を超える場合は目次を設けることとしているため、目次を設けている。 					
<結論>					
<ul style="list-style-type: none"> ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。 					
【前文】					
<解説>					
<ul style="list-style-type: none"> ・文章が長くならないように配慮し、まちの歴史、るべき姿、条例を制定する意義など、4つの項目について弘前市の特徴を的確に捉えた内容を盛り込んでいる。 					
<修正案>					
<ul style="list-style-type: none"> ・「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。 					
<結論>					
<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。 					
【第1条（目的）】					
<解説>					
<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定による最終目的を伝える意味合いで規定しており、最終目的については前文、あるいは基本理念などとの整合性を配慮し、市民の幸せな暮らしの実現としている。 					

<結論>

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第2条（定義）】

<解説>

- ・条例の内容を分かりやすくするために、一般的に使われているものと多少意味が違う用語、あるいは定義しないとその意味合いに誤解を生ずるようなものについて、この部分で定義付けをしている。

<修正案>

- ・第1号「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。
- ・第2号「まちづくり」の定義を「市民の幸せな暮らしを実現するために行う公共的な活動」に修正。
- ・第11号「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に修正。
- ・「市民力」、「学生力」、「地域力」の定義を削除。

<結論>

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第3条（条例の位置付け）】

<解説>

- ・本市で制定しようとする自治基本条例は、効力的に他の条例に優越させるものではなく、あくまでもまちづくりの基本として位置付けている。
- ・その位置付けを明確にするために、第4項では、条例の趣旨を尊重する余地がないもの又は尊重することで他の法令等の趣旨を損なうおそれがあるものについては適用を除外し、まちづくりの基本であることを強調している。

<修正案>

- ・第3項「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。
- ・第4項の規定を、市民等に係る規定（第2項）に適用する必要はないことから、「前2項」を「前項」に修正。

<結論>

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第4条（条例の適用除外）】

<解説>

- ・まちづくりのための条例であるため、基本的には外国人を排除せず、みんなで取り組んでいこうという考え方を曲げないで、法務管理の面からの懸念事項を解消するために、4つの対応をする中の1つとして、この規定を設けたものである。

<結論>

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第5条（基本理念）】

<解説>

- ・この規定では、まちづくりの最終目的を、人権が尊重され、市民が幸せに暮らすこととして、その実現のために市民主体という住民自治、さらには、協働を意識してまちづくりに取り組むことが非常に重要であるといった意味合いで、その2つをまちづくりの基本的な考え方、方針という基本理念に位置付けている。

<結論>

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第6条（基本原則）】

<解説>

- ・基本理念がまちづくりの基本的な考え方ということに対し、基本原則は、その具体的な進め方として規定し、4つの原則を定めている。

＜修正案＞

- ・第3号、第4号「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第7条（まちづくりの主体）】

＜解説＞

- ・まちづくりの主体を定めるものであり、7つの主体を規定している。
- ・主体それぞれの範囲（意味合い）は、定義の部分（第2条）で既に定めている。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第8条（市民の役割）】

＜解説＞

- ・市民の役割について、町会活動に関心を持ってほしい、自分の地域のことを自分で考える意識を持ってほしいという意見をまとめたもので、3つの役割として定めている。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第9条（学生の役割）】

＜解説＞

- ・学生は、全国各地から集まり、様々な専門分野で学んでいる、失敗も許される世代であるという特性を生かして、色々なことに挑戦してほしいという考え方から定めている。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第10条（子どもの権利等）】

＜解説＞

- ・子どものまちづくりの参加などを権利として位置付けることにより、子どもに安心感を与えてまちづくりへの参加を促し、大人はそれを支えるといった関係性を定めているもので、そのために、第1項で権利、第2項で役割を規定している。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第11条（コミュニティの役割）】

＜解説＞

- ・コミュニティの役割として、町会等の地域コミュニティとNPO等のテーマコミュニティについて記載している。
- ・町会については、市民に一番身近なコミュニティで、充実しないとまちづくりは始まらない、そのぐらい重要であるから、それを残していくべきという内容で記載している。
- ・テーマコミュニティについては、現状同じテーマの団体でも別々に活動しているといった課題があるので、まずは団体間の連携、一体感の醸成が重要である。それを図ったうえで専門性を生かした取組をしてほしいことから、そのような内容を規定している。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第12条（事業者の役割）】

＜解説＞

- ・事業者の規模を問わず、何らかの形でまちづくりに関わるべき、可能であれば金銭ボランティアなどの社会貢献をするべき、金銭に限らない環境づくりにも配慮するべきといった3つの役割を規定している。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第13条（議会の役割）】

＜解説＞

- ・地方自治法で定められている議会の権限などを、さらにこの条例で定めることで、議会の役割等をまちづくりの役割として明確にしている。
- ・その中で、法令に定める議決機関としての機能、執行機関を監視する意味の機能に加え、説明責任を果たす部分を重視して、議会、議員それぞれに規定している。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第14条（執行機関の役割）】

＜解説＞

- ・地方自治法あるいは地方公務員法などに定める基本的な役割などを改めて規定するほか、執行機関、執行機関の職員としての基本部分として、福祉の向上と法令遵守を改めて規定している。
- ・執行機関の職員については、市民の立場に立つということを非常に重視し、そのことがまちづくりに必要な信頼関係へつながるという考え方で、このような内容としている。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第15条（協働の推進）】

＜解説＞

- ・第4章以下で定めるまちづくりの仕組みの趣旨をしっかりと認識した上で取り組んではいいということで、前文、基本理念等で協働の重要性を定めているが、その念押しの意味合いも込めて、協働の推進を定めたものである。

＜修正案＞

- ・「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第16条（総合計画）】

＜解説＞

- ・地方自治法の改正によって総合計画の策定義務がなくなったが、本市の将来像を示す総合計画は、まちづくりを進める上で非常に重要であることから、その策定を義務付けるものである。
- ・第2項では、ただ単に総合計画を策定するのではなく、策定段階に当たっても、市民参加あるいは専門的な視点を取り入れながら、協働で策定することを定めている。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第17条（財政運営）】

＜解説＞

- ・地方自治法や地方財政法の規定にあるように、最少の経費で最大の効果という部分を非常に重要な位置付けにし、法の定めを念押しする意味で盛り込んでいる。
- ・第2項では、既に策定している中期財政計画について、改めてこの条例の中で規定し、

健全な財政運営を維持していくとするものである。

- ・第3項では、市民にとってわかりやすい内容で公表することを重要視し、その問題に詳しい人、詳しくない人双方にとって分かりやすい内容という意味で定めている。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第18条（評価）】

＜解説＞

- ・第1項から第3項については、総合計画から事務事業等までの評価、改善にそれぞれ市民も含めた第3者の参加を求めて進めていき、PDCAサイクルで、その中に市民評価も加えていく内容を定めている。

- ・第4項では、外部監査について定めており、地方自治法に定められているが、その念押しの意味合いでこの条例に盛り込んでいる。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第19条（意見等への応答義務）】

＜解説＞

- ・執行機関及び議会それにしっかりと聞く姿勢、速やかな調査、全体を通じて誠意を持った対応が求められるといった考え方に基づき、この内容で定めている。

＜修正案＞

- ・「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第20条（危機管理体制の確立）】

＜解説＞

- ・東日本大震災によって非常に重要視される危機管理体制の確立が、当市のまちづくりにおいても非常に重要なものとなっていることから、第1項では議会及び執行機関それぞれの役割として規定している。

- ・第2項では、市民にも日頃から努めてほしいことを規定している。

＜修正案＞

- ・第1項、「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第21条（市民力等の推進）】

＜解説＞

- ・執行機関が行う措置として、第1号では、市民力に係るものとして市民参加型まちづくり1%システム事業、学生力に係るものとして「学都弘前」学生地域活動支援事業といった既存の事業による支援のほか、金銭的な援助に限らず、色々なサポートも含めて、まちづくりを行うものに対して、援助することを規定している。

- ・第2号においても、既存事業のエリア担当制度について、非常に優れており、地域との情報共有を図る上で、今後も欠かせない仕組みであることから、その制度概要を規定している。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第22条（説明責任）】

＜解説＞

- ・第1項では、議会と執行機関に共通する説明責任として、意思形成過程において、市民に理解されるように分かりやすく説明することを規定している。
- ・第2項は、議会に特化した説明責任について、第1項を具体的にした規定で、会議の原則公開、議決の経過と結果の説明を断定的に定めている。
- ・第3項は執行機関に特定した規定で、例えば部長実効宣言や市長車座ミーティング、車座ランチ等を意識した仕組みを規定している。

＜修正案＞

- ・第1項「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第23条（情報公開）】

＜解説＞

- ・既に情報公開条例があるので、それとの整合性を十分に意識しながら、情報公開の重要性と姿勢を定めている。

＜修正案＞

- ・第1項「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正（2箇所）。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第24条（情報提供）】

＜解説＞

- ・現在の市の取組は、様々な媒体を用いて非常にいい姿勢で取り組んでいるので、この姿勢を継続してほしいという思いで規定している。

＜修正案＞

- ・「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第25条（情報共有）】

＜解説＞

- ・市民参加の前提となる情報提供（第24条）、それ以外の部分においても、市以外のものが所有する公益的な情報を、議会と執行機関が入手し、広く市民等に提供することが重要であることから規定している。

＜修正案＞

- ・「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第26条（個人情報保護）】

＜解説＞

- ・既に個人情報保護条例があるので、その整合性をとりながら、基本的に適正に取り扱いをしようという内容である。
- ・第2項では、市民等についてもその適正な取り扱いに配慮することを定めている。

＜修正案＞

- ・第1項「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第27条（意見聴取手続）】

＜解説＞

- ・第1項では、現在、市民アンケート等で意見聴取をしているが、アンケートをして終わり、結果が返ってこないということを課題として捉え、結果の公表までを断定的に規定している。
- ・第2項では、意見聴取の仕方において、アンケートの質問内容が分からぬということがないように、また、職員が地域に出て行うべきではないかということから、そのような内容にしている。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第28条（附属機関の運営）】

＜解説＞

- ・市で、既に定めている附属機関の設置及び運営の指針との整合性を図りながら、附属機関の運営の重要なものとして、第1項では委員の選任について、第2項では例外も認めながら、会議の原則公開について定めている。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第29条（住民投票）】

＜解説＞

- ・住民投票について定めたものだが、この部分では住民投票の条例案を議会に提出することができる、住民投票の結果は尊重するものとする、それ以外については別に条例で定める、以上3点を定めたものである。
- ・第1項の主語は、議会及び執行機関としているが、住民についても直接請求で市長に条例案の制定を請求できるものであり、それを受けた執行機関が議会に提出するので、その直接請求の手続きも含めて規定している。この内容は既に地方自治法で定められているので、第1項がなくても住民投票の条例案は提出することができるが、ここに定めることでまちづくりの最終手段に位置付けることが大きな点である。
- ・第2項は、住民投票の結果は、あくまでも尊重するものとし、義務付けているものではないことを規定している。
- ・第3項は、別に条例で定めるとしているが、自治基本条例はあくまでまちづくりの概括的な内容を定めるものであること、また、住民投票は非常に奥が深いので、専門家も交えながら、じっくりと議論していただくために別の条例に委任することを定めている。

＜修正案＞

- ・「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正（2箇所）。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第30条（市外の人々との連携等）】

＜解説＞

- ・市外の人々をまちづくりから排除するのではなく、そういった人々を大切にしながら、その人々が有する意見、知恵などを十分にまちづくりに生かすという姿勢を定めている。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【第31条（国等との連携）】

＜解説＞

- ・既に一部事務組合、広域連合等で連携している部分もあり、今後もまちづくりにおいて

非常に重要になってくるといった考え方や、国においても、上下関係ではなく、地方分権等が進む中で対等な関係で連携していくべきといった考え方に基づいた内容で規定している。

＜修正案＞

- ・「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第32条（国際社会との交流及び連携）】

＜解説＞

- ・この項目については、環境問題などの世界的な問題への取組について、国際的なつながりの重要性を認識し、既に進めている大学における留学生の交流なども含めて、交流、連携を図りながら進めていこうという思いで規定している。

＜修正案＞

- ・「市」の定義を「地方公共団体としての本市」に変更したことによる字句の修正。

＜結論＞

- ・条例素案に修正案（答申案）を反映したもので最終決定。

【第33条（条例の実効性の確保）】

＜解説＞

- ・ここでは、ただ単に条例を制定しただけでなく、その後の運用においてこの条例に基づくまちづくりがしっかりと進められているかという点が非常に重要であることから、実効性を確保する手段として審議会を設置し、市民参加を進めながら評価するものである。
- ・第1項、第2項では、設置する審議会の名称、事務、委員構成などを定めている。
- ・第3項では、例えば、審議会の設置だけでは、会議が開かれることもあり得るため、毎年度1回諮問する形で実効性を確保するものとし、例外的な扱いとして、審議が複数年に及んだ場合を想定し、その場合は諮問の必要なはい旨のただし書を設けている。
- ・その他の附属機関の運営においては、いくつか定める事項があるため、弘前市附属機関設置条例第3条から第5条までの規定を引用して定めている。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

【附則】

＜解説＞

- ・第1項では条例の施行期日を平成27年4月1日として定めている。ただし、毎年度1回の諮問に関しては、初年度からの評価は難しく、次年度から前年度分の実績をしっかりと評価するため、平成28年4月1日からの施行としている。
- ・その他、この条例の制定に伴い、改正が必要な部分を第2項、第3項で行っている。

＜結論＞

- ・「条例素案の修正案はなし」として最終決定。

3 その他

【結論】

- ・特になし